

酒税法

本試験問題

〔第一問〕問1(2)

(2) 酒税法では、酒類製造者につき相続があった場合において、引き続きその製造業をしようとする相続人は、遅滞なく、その旨を所轄税務署長に申告し、一定の要件を満たせば、相続の時において、被相続人が受けていた酒類の製造免許を受けたものとみなすことが規定されている。相続の時における規定が特に設けられている趣旨について述べなさい。

問1(3)

(3) 酒税法では、酒類製造者がある製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、当該移出による酒税額に相当する金額を控除することが規定されている。この規定が設けられている趣旨について述べなさい。

〔第二問〕A

A	麦芽600kg、ホップ40kg、でん粉20kg、カラメル10kg及びび水を原料として発酵させた酒類(アルコール分5.0度、エキス分3.5度)に、ホップ10kg、レモン5kg、カモミール5kgを加えて発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.5度、エキス分3.0度)
---	--

〔第二問〕B

B	米160kg、米こうじ70kg(こうじ米の重量65kg)、原料用アルコール20ℓ(アルコール分65.0度、エキス分0.0度)、有機酸5kg及びび水を原料に発酵させてこした酒類(アルコール分16.0度、エキス分4.0度)に、炭酸水と同時にぶどう糖10kg及びくえん酸5kgを加えた発泡性を有する酒類(アルコール分10.0度、エキス分4.0度)
---	--

〔第二問〕D

D	りんご果汁700ℓ及びび水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類900ℓ(アルコール分6.0度、エキス分4.0度)にブランデー10ℓ(アルコール分50.0度、エキス分0.0度)を加えた酒類910ℓ(アルコール分6.5度、エキス分2.5度)に、更にホップを浸してその成分を浸出させた発泡性を有する酒類900ℓ(アルコール分6.5度、エキス分3.0度)
---	---

〔第二問〕F

F	麦芽200kg、麦130kg、とうもろこし100kg、ホップ20kg及びび水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキス分4.0度)に、大麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分80.0度)して水を加えた酒類(アルコール分40.0度、エキス分0.0度)を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分6.0度、エキス分4.0度)
---	---

〔第二問〕資料11

11 商品Eについては、「上記5」の令和6年8月中の移出数量の内訳に、食品衛生法第28条第1項の規定により取去された酒類5本(容器の容量720ml)が含まれている。

〔第二問〕資料12

12 商品Fについては、「上記5」のほか、販売促進のため、令和6年8月19日に30本(容器の容量350ml)を酒類販売業者の販売場に無償で提供した。

〔第二問〕資料13

13 商品Gについては、「上記5」のほか、令和6年8月3日に在日米国大使館に50本(容器の容量720ml)を送付した。

〔第二問〕資料14

14 商品Hについては、「上記5」のほか、令和6年8月6日に得意先の販売場に30本(容器の容量1,000ml)を移出した。
翌日、得意先に移出した30本のうち5本が返品されたため、令和6年9月3日に製造場内で廃棄した。

TAC予想問題

●直前予想答練〔第一問〕問2

問2 酒類の製造免許の承継制度に関する次の問いに答えなさい。
1. 酒税法第19条に規定する酒類の製造業の相続等について説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕1

1. 酒税法上の税額控除規定の趣旨を述べなさい。

●全国公開模試〔第二問〕E

E	大麦麦芽1,000kg、ホップ50kg、米600kg、コリアンダー40kg、カラメル30kg、みそ6kg、食塩2kg及びび水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分6.0度、エキス分3.0度)
---	---

●直前予想答練〔第二問〕F

F	分蜜をしない砂糖で真空結晶缶による結晶工程を経たもの及びび水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分95度)して水を加えて活性炭でこした酒類1,000ℓ(アルコール分50度、エキス分0.1度)に、玄米1,300kg、米こうじ1,000kg(こうじ米800kg)、水あめ500kg及びび水を加えて発酵させてこした酒類(アルコール分15度、エキス分6度)とし、更にぶどう糖200kg及び炭酸水を同時に加えた酒類で発泡性を有するもの(アルコール分10度、エキス分7.5度)
---	---

●実力完成答練 第2回〔第二問〕A

A	果実(含有される糖類の重量300kg)及びび水を原料として発酵させた酒類4,000ℓ(アルコール分15度、エキス分7度)に、他の酒類製造者の製造場から課税移出されたブランデー300ℓ(アルコール分40度)及びび水を加えた酒類6,000ℓ(アルコール分12度、エキス分5.5度)
---	--

●全国公開模試〔第二問〕A

A	大麦1,500kg、ホップ80kg、発芽させた大麦500kg及びび水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分5.0度、エキス分4.0度)に、小麦、小麦こうじ及びび水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90.0度)して水を加えた酒類(アルコール分36.5度、エキス分0.1度)を加えた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分7.0度、エキス分3.8度)
---	--

●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料9

9. 商品Fについては、5の表に、令和6年8月7日に食品衛生法第28条第1項の規定により取去された10本(容器の容量750ml)が含まれている。

●直前予想答練〔第二問〕資料5

5. 商品Aについては、4の表のほか、令和6年8月8日に販売促進のため、甲株式会社が100%出資している法人が経営する酒場10店舗に対して各50本(容器の容量900ml)を無料で提供した。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料7

7. 商品Cについては、5の表のほか、令和6年8月19日に在日カナダ大使館に10ケース(容器の容量900ml、1ケース12本入り)を販売した。
なお、租税特別措置法第86条《外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税》の規定が適用され、消費税が免除されている。

●直前予想答練〔第二問〕資料8

8. 商品Eについては、令和6年5月中に移出された3,000本(容器の容量350ml)が酒類販売業者から返品され、令和6年8月中に製造場に持ち込まれ、同日、製造場内で直ちに廃棄処分している。